

採点表(審査基準)

【明石市立明石養護学校給食調理業務委託】

採点者

応募者

区分	審査項目	審査基準	配点	評価					
				内訳	評価内容	点数	採点		
企画提案評価	(1) 学校給食に対する理解	①学校給食の意義や特色に対する理解度	15	5	良い	5点			
		やや良い			4点				
		普通			3点				
	②学校給食調理業務に取り組む意欲・姿勢	15	5	良い	5点				
	やや良い			4点					
	普通			3点					
	③学校運営への協力	15	5	良い	5点				
	やや良い			4点					
	普通			3点					
	(2) 安全衛生管理体制	①安全衛生管理能力(自社マニュアルの確立状況等)	60	10	良い	10点			
		やや良い			8点				
		普通			6点				
		やや良くない			2点				
		良くない			0点				
		②食中毒事故防止対策			10	10		良い	10点
やや良い		8点							
③食物アレルギー事故防止対策		10			10	良い		10点	
やや良い	8点								
④異物混入事故防止対策	10	10	良い	10点					
やや良い			8点						
⑤危機管理体制	5	5	良い	5点					
やや良い			4点						
⑥定期的な自主点検体制	5	5	良い	5点					
やや良い			4点						
⑦従業員教育・研修体制	5	5	良い	5点					
やや良い			4点						
⑧従業員の健康管理体制	5	5	良い	5点					
やや良い			4点						
(3) 業務遂行能力	①大量調理施設における給食調理業務実績	60	10	良い	10点				
	やや良い			8点					
	普通			6点					
	やや良くない			2点					
	良くない			0点					
	②業務責任者等の資格及び配置			10	10		良い	10点	
	やや良い						8点		
	③従業員の勤務体制、勤務ローテーション			10	10		良い	10点	
やや良い	8点								
④給食開始までの事前研修計画等	5	5	良い	5点					
やや良い			4点						
⑤雇用の安定性の確保	5	5	良い	5点					
やや良い			4点						
⑥業務遂行の組織体制(報告・連絡・責任)	5	5	良い	5点					
やや良い			4点						
⑦代替要員の確保体制	5	5	良い	5点					
やや良い			4点						
⑧企業の安定性	5	5	良い	5点					
やや良い			4点						

		⑨損害賠償保険への加入	・製造物責任（PL）法に基づく賠償責任保険に加入しており、そのグレード（賠償額）が十分に損害を補償できるものであるか。	5	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点	
公共性 施策反映 評価	(1) 障害者の積極雇用		・障害者雇用促進法第43条に係る障害者の雇用義務がある業者で雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上あるか ・障害者雇用促進法第43条に係る障害者の雇用義務がない業者で障害者の雇用があるか	2	ある ない	2点 0点	
	(2) 子育て支援への取組		・調書に記載された取組みが、本市の子育て支援施策に適切し、かつ、充実した内容であるか。	2	充実している 普通 不十分	2点 1点 0点	
	(3) 男女共同参画社会づくりへの取組		・調書に記載された取組みが、本市の男女共同参画社会づくり施策に適切し、かつ、充実した内容であるか。	2	充実している 普通 不十分	2点 1点 0点	
	(4) 若年雇用者育成のための取組		・調書に記載された取組みが、本市の若年雇用者育成施策に適切し、かつ、充実した内容であるか。	2	充実している 普通 不十分	2点 1点 0点	
	(5) 更生支援のための取組	①保護観察所への協力雇用主登録	・保護観察所への協力雇用主としての登録があるか。	2	ある ない	2点 0点	
		②刑事施設出所者等雇用	※保護観察所への協力雇用主としての登録がある場合に限る ・刑事施設出所者等を雇用するための具体的な受入制度や採用枠等が整備されているか。	2	充実している 普通 不十分	2点 1点 0点	
(6) 労働安全衛生のための取組		・厚生労働省から安全衛生優良企業の認定を受けているか	3	受けている 受けていない	3点 0点		
価格評価			70点×参加者中で最低の参考見積金額÷当該参加者の参考見積金額 ※小数点以下切り捨て	70			
合計			㉞	220			
審査基準点			㉞×100/220 ※小数点以下切り捨て	100			

※審査基準点が50点未満の場合は失格とする。